

省

令

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年九月十日

農林水産大臣 藤本 孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物の欄中「ばら科植物」の下に「付表第三十一に掲げるものを除く。」を加え、同表の五の項植物の欄中「及び第二十五」を「、第二十五及び第三十一」に、同表の十六の項植物の欄中「及び第二十五」を「、第二十五及び第三十一」に改め、付表に次のように加える。

第三十一 フランス共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴルドンデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。